

令和5年5月25日提出

熊本市立高等学校学則の一部改正について

熊本市立高等学校学則の一部を次のように改正したいので、議決を求める。

熊本市教育長 遠 藤 洋 路

熊本市立高等学校学則の一部を改正する規則

熊本市立高等学校学則（昭和41年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表熊本市立必由館高等学校の項中「普通科」を「文理総合探究科」に、「360人」を「305人」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 熊本市立必由館高等学校の普通科は、この規則による改正後の第2条の規定にかかわらず、令和6年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学なくなる日までの間、存続するものとする。

（提出理由）

熊本市立必由館高等学校の学科名及び入学定員を変更するため、所要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第1条第8号の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市立高等学校学則（昭和41年教育委員会規則第1号）新旧対照表

改正後（案）				現行				備考		
(課程、学科等) 第2条 高等学校の課程、学科、入学定員及び修業年限は、次表のとおりとする。				(課程、学科等) 第2条 高等学校の課程、学科、入学定員及び修業年限は、次表のとおりとする。				学科名及び入学定員変更		
名称	全日制の課程			名称	全日制の課程					
	学科	入学定員	修業年限		学科	入学定員	修業年限			
熊本市立必由館高等学校	文理総合探究科	305人	3年		熊本市立必由館高等学校	普通科	360人		3年	
熊本市立千原台高等学校	情報ビジネス探究科	120人	3年		熊本市立千原台高等学校	情報ビジネス探究科	120人		3年	
	健康スポーツ探究科	40人	3年			健康スポーツ探究科	40人		3年	

附 則

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 熊本市立必由館高等学校の普通科は、この規則による改正後の第2条の規定にかかわらず、令和6年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。